

第5 成人保健事業



受けよう!
健診・がん検診



元気な人間

1 健康診査事業

(1) 市民健康診断

ア 目的

市民健康診断は、特定健康診査や後期高齢者健康診査の対象とならない市民に対して特定健康診査と同様の健康診断を実施することにより、生活習慣病等の疾患又はその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療と結びつけることによって、若い世代からこれらの疾患等を予防することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例第12条、健康増進事業実施要領

ウ 対象

16歳以上40歳未満の市民であって、職場等において健診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(社)入間地区医師会(集団健診)

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、生化学検査、腎機能検査、血糖検査

カ 実績

受診状況 単位：人

区分 年度	受診者数
23	495
24	408

キ 事業の経過

平成15年度の健康福祉センター開設に併せて開始。

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ減少しました。若い世代からの生活習慣病等の予防に役立つ事業であるため、受診者数の回復をめざして周知を図る必要があると考えます。

(2) 肝炎ウイルス検診

ア 目的

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽

減するとともに、進行を遅延させることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第3号、健康増進事業実施要領、肝炎ウイルス検診等実施要領、肝炎ウイルス検診事業実施要綱（平成14年入間市告示第124号）

ウ 対象

- (ア) 前年度の末日までに満40歳以上の年齢に達した市民で、過去に肝炎検診又は肝炎検診に相当する検査を受診したことがない者
- (イ) 当該年度に受診した高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査又は特定健康診査に相当する健康診断において肝機能検査の数値に異常が見られた市民

エ 対応者

委託先・・・(社)入間地区医師会（個別健診及び集団健診）

オ 内容

問診、C型肝炎ウイルス検査、HBs抗原検査

カ 実績

受診状況

単位：人

年度	区分	内容	受診者数
23		節目検診（40歳）	8
		節目外検診（41歳以上）	122
		計	130
24		節目検診（40歳）	7
		節目外検診（41歳以上）	124
		計	131

キ 事業の経過

平成14年度からC型肝炎等緊急総合対策の一環として老人保健事業の基本健康診査の対象者に対して、基本健康診査と同時受診で5か年計画で実施。

平成19年度においても、対象者を変更し引き続き実施。

平成20年度から、医療制度改革に伴う制度改正により、基本健康診査が廃止され、単独の検診として実施。

ク まとめ

受診者数は、前年度とほぼ同数でした。今後、国、県等の取り組みも踏まえつつ、未受診者に対するより一層の周知や受診促進のための取り組みが必要と考えます。

(3) 骨粗しょう症検診

ア 目的

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第2号、健康増進事業実施要領

ウ 対象

4月1日現在で満40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間地区医師会 (集団健診)

オ 内容

問診、骨量測定

カ 実績

受診状況

単位：人

年度 \ 区分	受診者数	異常なし	要指導	要医療
23	485	321	81	83
24	419	192	98	129

キ 事業の経過

平成18年度から骨粗しょう症検診を実施。

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ減少しました。今後は周知方法等を工夫し、受診者数増加の取り組みを継続していく必要があると考えます。

(4) 成人歯科検診

ア 目的

歯周疾患の早期発見及び健康の保持増進に資することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第1号、健康増進事業実施要領

ウ 対象

4月1日現在で満40歳、50歳、60歳及び70歳の市民であって、現在、歯科治療を行っていない者

エ 対応者

委託先・・・入間市歯科医師会（個別健診）

オ 内容

問診、う歯等の有無の確認、歯肉の状況、口腔清掃状況、歯石の付着状況、動揺度検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	異常なし	要指導	要医療
23	1,054	12.11	102	69	883
24	1,023	11.60	103	50	870

キ 事業の経過

平成8年度から成人歯科検診を開始。

平成9年度から対象者に60歳を追加して実施。

平成16年度から対象者に70歳を追加して実施。

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ減少しました。今後は受診者数の増加を図る周知等の取り組みの必要があると考えます。

また、要医療となる者の割合が高く、歯周疾患予防の啓発が必要であると考えます。

(5) 人間ドック

ア 目的

任意の健診として、詳細な検査を多項目にわたり行うことにより、病気の早期発見と生活習慣病の予防及び自主健康管理に役立てることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例第12条

ウ 対象

28歳以上の者

エ 対応者

委託先・・・(社)入間地区医師会（集団健診）

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血液検査、肺機能検査、心電図検査、眼底・眼圧検査、腹部超音波検査、胸部・胃部レントゲン撮影、便潜血検査、尿検査、骨密度測定など

カ 実績

受診状況

単位：人

年度	区分	受診者数
23		697
24		731

キ 事業の経過

平成15年度の健康福祉センター開設に併せて開始。

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ増加しました。人間ドック受診者の循環器疾患やがん等の予防に役立っていますので、今後も受診者数の増加をめざして引き続き周知を図る必要があると考えます。

2 国民健康保険事業

(1) 特定健康診査

ア 目的

内臓脂肪の蓄積に起因する高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病等の疾患又はその危険因子の早期発見及び医療費の伸びを抑制することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

高齢者の医療の確保に関する法律

ウ 対象

40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者

エ 対応者

委託先・・・(社)入間地区医師会、入間市健康福祉センター

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、心電図検査、貧血検査、肝機能検査、生化学検査、腎機能検査、血糖検査、眼底検査（医師が必要と判断した場合）

カ 実績

法定報告値

年度	区分	対象者	受診者	受診率	前年度対比 受診率増減
22		27,804人	8,889人	32.0%	
23		28,576人	9,911人	34.7%	2.7ポイント

キ 事業の経過

平成20年度から事業実施。平成24年度保険年金課から健康福祉課へ事務移管。平成20年度第1期特定健康診査等実施計画策定。平成25年度第2期特定健康診査等実施計画策定。

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ増加しました。未受診者対策及び継続受診者の勧奨を並行して推進する必要があると考えます。

(2) 特定保健指導

ア 目的

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者自身が特定健診の結果を理解し、身体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標が設定でき、自らが実践し、自らの健康に関するセルフケア（自己管理）ができるようになることを目指す。

イ 根拠・関連法令

高齢者の医療の確保に関する法律

ウ 対象

特定健診受診者

エ 対応者（事業従事者）

保健師、管理栄養士、健康運動指導士、健康運動実践指導者

オ 内容

(1) 情報提供

年1回、特定健診の結果返却と同時に実施。

健診結果の見方、生活習慣の基本的知識、社会資源の紹介

(2) 動機付け支援

次項(1)A かつ (2)の項目1個該当する人

または、(1)B かつ (2)の項目1～2個該当する人

(3) 積極的支援

次項(1)A かつ (2)の項目2個以上該当する人

または、(1)B かつ (2)の項目3個以上該当する人

- (1) A 腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上、
 B 腹囲 男性85cm未満かつBMI25以上、女性90cm未満かつBMI25以上
- (2) ① 血糖 空腹時血糖100mg/dl以上またはHbA1c5.2%以上(JDS)
 ② 脂質 中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール39mg/dl以下
 ③ 血圧 収縮期血圧130mmHg以上または拡張期血圧85mmHg以上
 ④ 問診 喫煙歴あり(①～③のリスクが1つ以上の場合のみカウント)

支援内容 動機付け支援・積極的支援共通

- ・オリエンテーション
- ・生活習慣チェック表・行動変容ステージ表の記入
- ・形態測定(体重・体脂肪・腹囲・血圧)
- ・メタボリックシンドロームと生活習慣病に関する基本的な知識
- ・生活習慣見直しのポイント
- ・摂取カロリーと消費カロリーのバランス
- ・生活習慣と健診結果の関係
- ・事例紹介
- ・行動計画の作成

支援期間

6か月間支援を行い、6か月後評価

カ 実績

法定報告値

	平成22年度			平成23年度			前年度 対 比
	対象者 ①	終了者 ②	実施率 2悪1	対象者 ③	終了者 ④	実施率 ④÷③	実施率 増 減
動機付 け支援	818人	61人	7.5%	865人	113人	13.1%	5.6 ポイント
積極的 支 援	241人	7人	2.9%	312人	12人	3.8%	0.9 ポイント

キ 事業の経過

特定健診事業に準じる。

ク まとめ

対象者には、個別に利用券を送付し、未利用の者に対し利用勧奨通知を送りました。しかしながら、実施率は伸びず、目標値及び県内市町村平均を下回りました。

また、平成20年度から平成23年度まで合算すると、40歳代は対象者数も少ないが実施率も低いです。予防の観点からすれば40歳～50歳代の実施率を上げることが重要です。

(3) 人間ドック・脳ドック助成事業

ア 目的

人間ドック及び脳ドック受検に要した費用の助成を行い、健康の保持増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市国民健康保険人間ドック等助成に関する要綱

ウ 対象

入間市国民健康保険に加入している30歳以上の者

エ 対応者

委託先・・・市内指定医療機関7施設、入間市健康福祉センター

オ 内容

人間ドック及び脳ドックとも助成額2万8000円

カ 実績

受診状況 (センター及び市内医療機関の受検の合算) 単位：人

年度 \ 区分	人間ドック受診者数	脳ドック受診者数
23	1,990	478
24	1,953	491

キ 事業の経過

昭和59年度より事業実施。平成15年度より現行へ改定し、平成24年度より保険年金課から健康福祉課へ事務移管。

ク まとめ

受検者数は、前年度に比べ減少しましたが、概ね例年通りの人数となりました。

(4) 重複・頻回受診者適正化事業

ア 目的

医療費適正化の一環として、入間市国民健康保険加入者のレセプト医療情報を活用し、重複・頻回受診者に対して適正な療養指導を行うことで、医療費の適正化をはかり、良質かつ効果的な医療を確保する。

イ 根拠・関連法令

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

ウ 対象

40～74歳の入間市国民健康保険加入者のうち3か月続けて重複受診者、または頻回受診者に該当する者。

- ・重複受診者…医科のレセプトが4枚以上ある者
- ・頻回受診者…医科のレセプトが20日以上ある者

※除外条件あり

エ 対応者

保健師

オ 内容

かかりつけ医の普及、健康教室参加勧奨、介護保険などのサービスに関する情報提供、社会資源紹介、重複服薬について指導 など

カ 実績

単位：人

区分 年度	訪問	来所	電話	その他
23	9	0	1	1
24	2	1	1	2

キ 事業の経過

平成20年度より、保健師に併任がかかり保険年金課事業として実施しています。

ク まとめ

重複受診者・頻回受診者とも、指導対象者となる者が少なく、そのほとんどが適正受診であり、状況確認のみに留まる事例がほとんどでした。医療費は、その時の症状や検査・処置等に左右されるため、指導実績とは関連がないように思われます。今後、事業の継続についての検討が必要であると思われます。

(5) 厚生労働科学研究費補助金事業・高血圧治療中の方の保健指導研究

「茶れんじ！血圧にここ教室」

ア 目的

高血圧を治療中の方が、治療を継続されるとともに、保健指導を受けることで、生活習慣や検査値、医療費にどのような効果があるかを明らかにすることを目的とする。

研究は、厚生労働省の補助金により、研究班（公益財団法人結核予防会第一研究所）と入間市が共同で実施する。

イ 根拠・関連法令

なし

ウ 対象

入間市国民健康保険の実施した平成23年度特定健診で、「高血圧投薬中」と回答し、現在も内服中の方で、研究参加に同意いただいた方、9名。

エ 対応者

保健師、管理栄養士、健康運動指導士、健康運動実践指導者

オ 内容

保健指導面談、血圧測定、体重・腹囲測定、検尿、血管年齢測定

※「高血圧治療中の方の保健指導研究 実施マニュアル」に沿って実施。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	参加人数	参加延べ人数
24	9	36

キ 事業の経過

平成24年度より、研究班と入間市が共同で実施しています。支援期間は2年6か月（重点支援6か月と長期支援2年）で、面接等を行うのは、計8回を予定しています。

ク まとめ

平成24年度は重点支援として、4回の保健指導面接等を実施しました。参加者、主治医、支援者で連絡を取り合うことで、情報を共有しています。

平成20年度に、メタボリック症候群予防のための生活習慣改善を目的とした特定保健指導が制度化されましたが、治療を受けていない方のみが対象であり、すでに高血圧などを治療中の方はその対象には含まれていません。今回の研究結果が国の施策に反映されるまでには時間がかかりますが、より良い施策づくりに活かされることを望みます。

3 後期高齢者医療保険事業

(1) 後期高齢者健康診査

ア 目的

身体状況等の個人差が大きいことに留意し、生活習慣病の予防に加え、75歳以上で増加するロコモティブシンドローム、口腔機能低下及び低栄養や認知機能低下を予防することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

高齢者の医療の確保に関する法律

ウ 対象

75歳以上の後期高齢者医療保険加入者

65歳から75歳未満で一定の障害があり、埼玉県広域連合の認定を受けた者
 エ 対応者

委託先・・・(社) 入間地区医師会、入間市健康福祉センター

オ 内容

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、尿検査、心電図検査、貧血検査、血中脂質検査、肝機能検査、生化学検査、腎機能検査、血糖検査、眼底検査（医師が必要と判断した場合）

カ 実績

単位：人

年度	平成23年度	平成24年度
受診者数	3,621	3,877

キ 事業の経過

後期高齢者医療保険の制度の始まった平成20年度から事業実施。平成24年度高齢者福祉課から健康福祉課へ事務移管。

ク まとめ

高齢化により対象者数は漸増しています。それに伴って受診者数も増加傾向がみられます。

(2) 人間ドック・脳ドック助成事業

ア 目的

人間ドック及び脳ドック受検に要した費用の助成を行い、健康の保持増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市後期高齢者医療被保険者人間ドック等助成に関する要綱

ウ 対象

埼玉県後期高齢者医療に加入している者

エ 対応者

委託先・・・市内指定医療機関7施設、入間市健康福祉センター

オ 内容

人間ドック及び脳ドックとも助成額2万8000円

カ 実績

受診状況（センター及び市内医療機関の受検の合算）

単位：人

年度	区分	人間ドック受診者数	脳ドック受診者数
	23		239
24		277	84

キ 事業の経過

平成20年度より埼玉県後期高齢者医療制度の開始に伴い事業実施。平成24年度より高齢者福祉課から健康福祉課へ事務移管。

ク まとめ

受検者数は、前年度に比べ増加しました。今後、高齢者人口の増加に伴い、更に増加することが予想されます。

4 がん検診

(1) 胃がん検診

ア 目的

胃がんは我が国のがんの中でも最も多くみられ、これを早期に発見し治療に結びつけることは、がん予防対策上重要な課題である。このため、胃がんを早期に発見することによって、胃がんの予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市健康福祉センター条例第12条、健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

ウ 対象

16歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(社)入間地区医師会(集団健診)

オ 内容

問診、胃部エックス線検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	年齢	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他の 疾患	要精検
23	16～29歳	18	0.15	14	4	0
	30歳以上	3,111	5.19	1,835	1,137	103
	計	3,129	4.37	1,849	1,177	103
24	16～29歳	9	0.09	6	3	0
	30歳以上	3,109	6.61	1,609	1,389	111
	計	3,118	5.45	1,615	1,392	111

キ 事業の経過

昭和41年度から検診を開始。

平成15年度から埼玉県健康づくり事業団によるバス検診と健康福祉センターでの集団検診を実施。

平成19年度からバス検診を廃止し、健康福祉センターでの集団検診のみ実施。

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ微減しました。

近年、がん予防への意識の高まりは感じられていますので、今後も、受診者数の維持・増加の取り組みを継続していく必要があると考えます。

(2) 乳がん検診

ア 目的

乳がんの罹患率及び死亡率は、年々増加している。乳がんは、早期に発見し、治療を行えば予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される。このため、乳房に発生するがんを早期に発見することによって、乳がんの予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、がん検診推進事業実施要綱

ウ 対象

40歳以上の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(社) 人間地区医師会 (個別健診及び集団健診)

オ 内容

問診、視診、触診、乳房エックス線検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他の 疾患	要精検
23	4,398	12.56	2,874	1,118	406
24	4,396	16.53	2,813	1,209	374

キ 事業の経過

昭和50年度から検診を開始。

平成5年度から個別健診を開始。

平成17年度にがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が改定

され、乳房エックス線検査が必須検査となったことに併せ、対象者の年齢を同指針に準拠し、30歳以上から40歳以上として実施。

平成21年度から女性特有のがん検診推進事業実施要綱が制定され、国の補助制度により40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の者に乳がん検診無料クーポン券及び手帳を送付、受診を促進。なお、平成23年度からは、がん検診推進事業として継続実施。

ク まとめ

受診者数は、前年度と比べ微減しました。がん検診推進事業の継続やピンクリボン運動などへの関心の高まりなどを追い風として、引き続き周知等を通じて受診確保に努めたいと考えます。また、乳がんの自己触診の方法等、乳がん予防についての指導を充実させていく必要があると思われま

(3) 子宮がん検診

ア 目的

子宮がんは早期治療を行えばほとんど治癒することから、早期発見は重要である。子宮がん検診は、子宮頸部及び体部に発生するがんを早期に発見することによって、子宮がんの予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、がん検診推進事業実施要綱

ウ 対象

20歳以上の女性市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間地区医師会 (個別健診)

オ 内容

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診、必要に応じてコルポスコープ検査。

問診の結果、最近6月以内に不正性器出血(一過性の少量の出血、閉経後出血等)、月経異常(過多月経、不規則月経等)、褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に引き続き子宮体部の細胞診を実施。

カ 実績

受診状況

単位：人

年度 \ 区分	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他の疾患	要精検
23	5,510 (3,087)	11.38	3,567	1,833	110
24	5,724 (3,148)	17.39	3,772	1,824	128

(カッコ内 子宮体がん受診者数)

キ 事業の経過

昭和51年度から検診を開始。

平成3年度から個別健診のみに変更。

平成17年度にがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が改定され、子宮体部の細胞診が選択実施となったことに併せ、対象者の年齢を同指針に準拠し、30歳以上から20歳以上として実施。

平成21年度から女性特有のがん検診推進事業実施要綱が制定され、国の補助制度により20歳・25歳・30歳・35歳・40歳の者に子宮がん検診無料クーポン券及び手帳を送付、受診を促進。なお、平成23年度からは、がん検診推進事業として継続実施。

ク まとめ

受診者数は、前年度に比べ増加しました。子宮頸がんが増加している40歳未満の若年層を含め、今後も受診者数の維持・増加の取り組みを継続していく必要があると考えます。

(4) 肺がん・結核検診

ア 目的

肺がんは、我が国のがんによる死亡原因の1位であり、今後も増加傾向にあるものと予測されている。したがって、肺がんの予防はがん予防対策上重要な課題であり、その二次予防として、肺がんを早期に発見することによって、肺がんの予防を図ることを目的とする。

また、結核についても、現在なお我が国最大の感染症の一つであり、特に高齢者の結核罹患率は若年者に比して極めて高く、既感染率がほぼ半数に達することから、定期検診による結核感染を早期に発見することによって、結核感染の予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康

増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2

ウ 対象

16歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間地区医師会 (個別健診及び集団健診)

オ 内容

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診を実施する。なお、喀痰細胞診は、問診の結果、医師が必要と認める者に対して行う。

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	異常なし	その他の 疾患	要精検
23	10,571	13.30	7,863	2,294	414
24	11,191	19.55	8,832	2,007	352

キ 事業の経過

結核検診として保健センター・各地区で実施されていたが、平成4年度から肺がん・結核検診として実施。

ク まとめ

受診者数は、増加に転じた前年度に引き続き大幅に増加しました。今後も受診者の増加を目指して、継続した周知を図る必要があると考えます。

(5) 大腸がん検診

ア 目的

近年増加しつつある大腸がんは、将来がん患者数の1位を占めるものと推測されている。しかし、大腸がんは早期に発見すれば治癒し、死亡率を減少させることが可能である。このため、大腸がんを早期に発見することによって、大腸がんの予防を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第1項第6号、健康増進事業実施要領、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、がん検診推進事業実施要綱

ウ 対象

30歳以上の市民であって、職場等において検診を受診する機会のない者

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間地区医師会 (個別健診及び集団健診)

オ 内容

問診、便潜血検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	受診者数	受診率 (%)	異常なし	要再検	要精検
23	7,471	10.69	6,669	398	404
24	7,692	16.35	6,758	470	464

キ 事業の経過

平成3年から直接検査所への郵送提出方式で検診を開始。

平成4年度から保健センター、各支所・出張所にて検体を回収する方式へ変更。

平成15年度の健康福祉センター開設に伴い、センター若しくは市内指定医療機関に提出する方式に変更。

平成23年度から従来の女性特有のがん検診推進事業に大腸がんが追加されがん検診推進事業として、国の補助制度により40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の者に大腸がん検診無料クーポン券及び手帳を送付、受診を促進。

ク まとめ

受診者数は、前年度に引き続き増加しました。がん予防への意識の高まりと、検診の周知の効果がうかがえますが、受診者数が8,000人に迫ったこともある過去の水準を再び上回るよう、継続した周知を図る必要があると考えます。

5 受診率向上対策事業

(1) 受診率向上対策事業

ア 目的

健康いるま21計画に基づいた取り組みの一環として、生活習慣病やメタボリックシンドローム、がんに関する正しい情報を提供し、健康福祉課が主管する各健（検）診についての意義・必要性の普及啓発を行うことにより、各健（検）診の受診率を向上させることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康いるま21計画

ウ 対象

健康福祉課が主管する各健（検）診の対象者

エ 対応者

保健師

オ 内容

広報及び、各種団体等への講演により、各健（検）診に関する情報提供及び各健（検）診についての意義・必要性の啓発を行うとともに、その関係者への普及啓発活動を依頼する。

カ 実績

区分 年度	派遣先	参加 人数	計
2 3	藤沢東小学校 P T A 家庭教育学級	4 3	5 2 4
	東金子小学校 P T A 家庭教育学級	1 6	
	西武小学校 P T A 家庭教育学級	2 3	
	高倉すみれ会（生涯学習課 茶の都出前講座）	2 0	
	サークルコスモス（生涯学習課 茶の都出前講座）	4 0	
	入間市狭山市慢性腎臓病市民公開セミナー	2 2 1	
	かすみサークル（生涯学習課 茶の都出前講座）	4 0	
	入間市食生活推進員のためのスキルアップ事業	3 6	
	藤沢南小学校 P T A 家庭教育学級	1 8	
	新久小学校 P T A 家庭教育学級	1 5	
	入間市学校事務研究会（生涯学習 茶の都出前講座）	5 2	
2 4	藤沢東小学校 P T A 家庭教育学級	3 9	2 2 6
	藤沢東小学校 1 学年 P T A 家庭教育学級	1 7	
	藤沢小学校 P T A 家庭教育学級	2 5	
	向原中学校 P T A 家庭教育学級	1 4	
	藤沢中学校 P T A 家庭教育学級	1 5	
	J A いるまの豊岡支店	3 0	
	黒須小学校 P T A 家庭教育学級	1 9	
	あいくるスタッフ研修会	1 8	
	藤沢公民館婦人学級	1 4	
	黒須中学校 P T A 家庭教育学級	2 6	
	宮寺小学校 P T A 家庭教育学級	9	

キ 事業の経過

平成 2 0 年度は、小学校・中学校保護者へ受診勧奨のちらしを配布。平成 2 1 年度より、小学校・中学校 P T A や関係団体向けに受診勧奨の講座を行っております。

ク まとめ

受診率の低い年代に対し、健（検）診の重要性の普及啓発、受診勧奨のよい機

会と考えます。内容もメタボリックシンドロームや生活習慣に関すること、乳がん・子宮がんに関することなど幅広いものとし、健（検）診が、市民の主体的な健康づくりのきっかけとなるような取り組みを続けていきます。

6 健康指導事業

(1) 市民健康診断後保健指導

ア 目的

市民健康診断受診者のうち、メタボリックシンドロームの危険性が高い者に対し、健康状態に応じて保健指導を実施し、参加者の健康管理に寄与することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

ウ 対象

市民健康診断の結果及び質問票から、内臓脂肪蓄積のリスク及び追加リスクがある者

※特定保健指導対象者の選定・階層化基準に準ずる

但し、服薬の有無は問わない

エ 対応者

保健師

オ 内容

保健師による情報提供、相談及び保健指導、希望者に対して測定（血管年齢測定、腹囲測定）

カ 実績

単位：人

区分 年度	初回支援実施者数				うち継続支援者数
	面接	電話	郵送	計	
23	3		34	37	
24	7	4	25	36	3

キ 事業の経過

平成20年度から、特定健康診査の開始に伴い保健指導の利用機会のない40歳未満の市民健康診断受診後の市民を対象に市民健康診断後保健指導を開始しました。平成24年度より、初回支援実施者のうち希望のあった者に、概ね3ヶ月後に継続支援を実施しました。

ク まとめ

健診結果の理解と生活習慣の見直しに重点を置いた保健指導を行うため、結果

返却時に保健指導を実施しました。対象者自体が少ない事業ですが、生活習慣病予防は若いうちからの取り組みが重要なため、必要な方に確実な指導ができるよう、今後さらに方法等を検討していきます。

(2) 骨粗しょう症検診事後指導

ア 目的

骨粗しょう症検診受診者に、検診結果に基づいた生活指導を実施することにより、健康管理に寄与し、ひいては骨折を契機として発生する要介護者の発生を防止することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第17条

ウ 対象

骨粗しょう症検診を受診した者

(骨粗しょう症検診対象者：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性であって、職場等において検診を受診する機会のない者)

エ 対応者

保健師、管理栄養士

オ 内容

(ア) 受診者全員に対して、結果の見方を説明する。

(イ) 問診により生活習慣改善の必要性を認められた方に対して生活指導を実施する。

(ウ) 要精検者、問診により脆弱性骨折が疑われる方及びその他必要な方に対して医療機関への受診勧奨を実施する。

カ 実績

単位：人

区分 年度	参加者数
23	485
24	419

※骨粗しょう症検診受診者全員に事後指導を実施しています。

キ 事業の経過

平成18年度から、骨粗しょう症検診及び事後指導を実施しています。

ク まとめ

骨粗しょう症検診終了後、引き続き事後指導を実施することにより、受診者の意識が高い段階で、検診結果に基づいた生活指導を実施することができました。

今後、さらに骨粗しょう症の早期の予防の効果を訴え、検診の周知を図っていきたいと思います。

(3) 乳がん保健指導

ア 目的

乳がんに関する保健師指導を行うことにより、乳がんの予防及び早期発見・早期治療につなげることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

ウ 対象

入間市民で、入間市が実施する乳がん検診申込者及び入間市健康福祉センターで実施した人間ドック婦人科オプション検査を受診した者

エ 対応者

保健師

オ 内容

- (ア) 乳がんについての講義
- (イ) 乳がん自己検診法の実技指導

カ 実績

単位：人

年度	区分	参加者数
23		1,091
24		1,100

キ 事業の経過

平成20年度から実施しました。

ク まとめ

乳がんの患者数の増加や参加者の反応から、ニーズの高さがうかがえます。定期的に自己検診を実施することで、乳がんに対する意識を高め、早期発見につなげることができると思います。また、乳がんの個別検診受診者の保健指導参加率は著しく低いため、さらなるPRに努めていきたいと思ひます。

(4) がん検診精密検査受診勧奨通知

ア 目的

がん検診の結果に基づき、精密検査の受診勧奨通知を送付し、精密検査未受診者を受診に導くことにより、適切な医療につなげることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

ウ 対象

入間市が実施するがん検診を受診し、要精密検査と判断された者のうち、一定期間、精密検査結果連絡票により精密検査の受診が把握できない者。

エ 内容

対象者を抽出し、精密検査受診勧奨通知を送付する。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	肺がん・ 結核検診	胃がん 検診	大腸がん 検診	乳がん 検診	子宮がん 検診
23	145	110	208	61	70
24	121	109	238	75	73

キ 事業の経過

平成20年度から実施しました。

ク まとめ

精密検査未受診者を、受診勧奨通知により精密検査受診に導くことにより、適切な医療につなげることに効果がありました。今後も、未受診者に対するより一層の周知や受診促進のための取り組みが必要と思われます。

(5) 肝炎ウイルス検診精密検査受診状況確認事業

ア 目的

肝炎ウイルス検診の結果に基づき、要精密検査と判断された者に対して、精密検査受診の有無について確認するとともに、受診のない者に医療機関への受診勧奨を行い、適切な医療につなげることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

健康増進法第19条の2

ウ 対象

肝炎ウイルス検診の結果、以下のⅠ、Ⅱに該当する者

Ⅰ. C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者

Ⅱ.HBs抗原検査において「陽性」と判定された者

エ 対応者

保健師

オ 内容

精密検査受診の有無を確認する。

精密検査受診なしの場合、精密検査受診勧奨を実施する。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	実施者数
23	1
24	3

キ 事業の経過

平成20年度から、肝炎ウイルス検診精密検査受診状況確認事業を実施しています。

ク まとめ

精密検査受診状況を個別に確認することにより、精密検査受診のない方に医療機関への受診勧奨を行い、適切な医療につなげることができました。